

若年層向け選挙啓発事業業務委託企画提案公募質問・回答一覧

番号	公募要領ページ、仕様書ページ等	質問内容	回答
1	公募仕様書 1ページ 【事業内容】(1)	【SNSを活用した事業】 ・県選挙管理委員会が所有しているアカウント（Instagram、X、YouTube）で発信する内容は、媒体ごとに内容を変える必要はあるか。	媒体ごとに内容を変更する必要はありません。 なお、媒体ごとに異なる内容とすることも可です。
2	公募仕様書 1ページ 【事業内容】(1)	【SNSを活用した事業】 ・SNSで展開する動画の尺（再生時間）は、どのくらいの長さを想定されているか。	尺(再生時間)の指定はありません。
3	公募仕様書 1ページ 【事業内容】(1)	【SNSを活用した事業】 各アカウントから発信したコンテンツは何年間、掲示される必要があるか。一定期間を過ぎた後に削除する想定はあるか。（契約期間を設けてもよいか）	期間の制限はせずに掲載する予定です。 掲載期間の制限がある場合は、企画提案書に記載してください。
4	公募仕様書 1ページ 【事業内容】(1)	【SNSを活用した事業】 県選挙管理委員会が所有している各アカウント（Instagram、X、YouTube）での表示回数について、数値目標の設定はあるか。	表示回数に係る数値目標は設定していません。
5	公募仕様書 1ページ 【事業内容】(2)	【有権者（特に若年層）に向けた啓発イベント】 イベントの所要時間は任意でよいか。	イベントの時間は任意です。
6	公募仕様書 1ページ 【事業内容】(2)	【有権者（特に若年層）に向けた啓発イベント】 イベントの日時・場所については、提案時点で明確にしておく必要はあるか。	必ずしも明確にしておく必要はありませんが、具体的な日時・場所が確定している場合は企画提案書に記載してください。 なお、具体的な日時等が決まっていなくても、大まかな日時（〇月上旬など）・場所（〇〇市近郊など）を記載してください。
7	公募仕様書 1ページ 【事業内容】(2)	【有権者（特に若年層）に向けた啓発イベント】 イベント参加の募集案内を告知する媒体は、県選挙管理委員会のアカウント（Instagram、X、YouTube）を活用するという認識でよいか。	ご認識のとおりです。 県選挙管理委員会のアカウントを活用していただきます。 なお、イベントの登壇者や会場のSNS媒体を用いて告知することを妨げるものではありません。
8	公募仕様書 1ページ 【事業内容】(2)	【有権者（特に若年層）に向けた啓発イベント】 イベント全体の建付けは、本事業（選挙啓発）をメインの内容とすることが必須ですか？例えば、他のイベントの一部（前座のイベント）として実施する、などは可能か。	本事業をメインの内容とすることを想定しておりますが、他のイベントの一部として実施することを妨げるものではありません。 他のイベントと共同して実施する場合は、該当イベントの概要及び共同で実施する理由を企画提案書に記載してください。

9	公募仕様書 1 ページ 【事業内容】(2)	【有権者（特に若年層）に向けた啓発イベント】 イベントの YouTube ライブ配信について、再生回数の数値目標の設定はあるか。	再生回数の数値目標は設定していません。
10	公募仕様書 1 ページ 【事業内容】(2)	【有権者（特に若年層）に向けた啓発イベント】 事業に係るアーカイブ動画配信とは、イベントの様態をライブ配信するという認識でよいか。 また、ライブ配信の所要時間はどれくらいを想定しているか。	アーカイブ動画配信は、イベント終了後に、イベントの様子を YouTube にて投稿することを想定しています。 提案事業において、イベントの様子をリアルタイムで配信する場合は、その動画をイベント後にアーカイブ動画として配信して差支えありません。 動画全体の所要時間の指定はありません。
11	公募仕様書 1 ページ 【事業内容】(2)	【有権者（特に若年層）に向けた啓発イベント】 アーカイブの配信期間は、最低何年間を想定しているか。	期間の制限はせずに掲載する予定です。 配信期限の制限がある場合は、企画提案書に記載してください。
12	公募仕様書 1 ページ 【事業内容】(2)	【有権者（特に若年層）に向けた啓発イベント】 イベント参加者のアンケートは、全参加者の回答が必須か。	全参加者の回答は必須ではありませんが、可能な限り多くの方に回答いただける方法を検討してください。
13	公募仕様書 1 ページ 【事業内容】(2)	【有権者（特に若年層）に向けた啓発イベント】 「めいすいくん」の着ぐるみ(2体)の稼働に伴う諸経費は、発注者、もしくは、受託者のどちらが負担することになるか。	県庁と会場間の運搬費用については、受託事業者がご負担ください。 着ぐるみの着用は、県選挙管理委員会の職員が行うことが可能ですので、その場合は、着用に伴う人件費の負担はありません。 ただし、受託事業者が着用する者を用意する場合は、ご負担いただきますので、経費の中に含めてください。